

障がい者総合支援法によるサービスのしくみ

障がい者の地域での自立した生活を総合的に支援します。

●サービス利用対象者

- ・身体障がい(児)者
- ・知的障がい(児)者
- ・精神障がい(児)者
- ・指定難病等のサービス対象疾病に罹患している人

古 賀 市

自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障がい者等包括支援
- ・施設入所支援

障がい児通所給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

障がい児・者等

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・共同生活援助
- ・自立生活援助

自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

補 装 具

地域生活支援事業

- ・相談支援事業
- ・移動支援事業
- ・日中一時支援事業
- ・日常生活用具給付事業等
- ・地域活動支援センター事業
- ・意思疎通支援事業

支援

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 等

福 岡 県

障がい福祉サービスの利用方法について

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請等の手続きが必要になりますので、福祉課障がい福祉係までご相談ください。

1

相談・申請

障がい福祉係または、相談支援事業所に相談します。サービスの利用を希望する場合は、障がい福祉係に申請します。



2

調査

障がい者または、障がい児等の保護者と面談して、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。



3

サービス等利用計画案の作成

相談支援事業所等において、当該障がい者等が受けようとするサービスの内容、利用目的、心身の状況、環境等のサービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用計画案を作成します。



4

審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、古賀市の審査会で審査・判定が行われ、どのくらいの支援が必要な状態か(障がい支援区分)が決められます。



5

決定（認定）・通知

障がい支援区分やサービス等利用計画案をもとに支給量などが決定され、「障がい福祉サービス受給者証」が交付されます。



6

事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し利用に関する契約をします。



7

サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担(1割)を支払います。

障がい福祉サービスの概要

障がい福祉サービスは、在宅への訪問サービス、施設へ通所し利用するサービス、施設へ入所し利用するサービスがあります。

サービスによっては事前に障がい支援区分の認定が必要となるものがあり、また一定以上の区分がないと受けられないものがあります。

●訪問系サービス 在宅でのサービスや、施設に短期間滞在するサービスです。

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由者及び、重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、常に介護を必要とする方に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいによって移動困難がある方の外出支援を行います。
行動援護	介護給付	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護給付	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所	介護給付	自宅で介護する方が病気の場合など、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。
就労定着支援	訓練等給付	就労移行支援事業所等を利用し、一般就労した方を対象に、仕事に伴う生活面の課題に対して、会社や自宅へ訪問し、必要な連絡調整やアドバイス等を行います。
自立生活援助	訓練等給付	障がい者支援施設やグループホームを利用していた方で一人暮らしを始めた方に対し、定期的に自宅を訪問し、必要なアドバイスや医療機関等との連絡調整を行います。

●日中活動系サービス

施設で昼間の活動を支援するサービスです。

サービス名	給付の種類	サービス内容
療養介護	介護給付	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
児童発達支援 放課後等デイサービス	通所給付	障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休み等長期休暇の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所給付	重度の障がいのため、外出することが著しく困難で、児童発達支援の事業所へ通所することが困難な障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活を営むために必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	通所給付	障がい児が通う保育所等施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援事業	訓練等給付	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援事業 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	訓練等給付	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように本人の希望や能力、適性等に合った選択を支援します。

●居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

サービス名	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	一人で生活するには不安がある方が共同生活を行う住居で、世話人や生活支援員が、日常生活上の相談や、入浴・排泄又は食事の介護等の援助を行います。
施設入所支援	介護給付	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

補装具費の支給

身体に障がいのある人が、障がいによって失われた、または低下した身体の機能を補うための補装具の購入費・修理費の支給を行っています（修理は本制度での補装具購入後、再支給は耐用年数経過後の利用となります）。

※本制度は事前に申請が必要です。詳しくはおたずねください。

●対象となる補装具

種 目	耐用年数	種 目	耐用年数
義肢(注)	0.5～5	電動車いす	6
装具(注)	1～3	歩行器	5
姿勢保持装置	3	歩行補助つえ(注)	2～4
視覚障がい者安全つえ(注)	2～5	車載用姿勢保持装置	3
義眼	2	重度障がい者用意思伝達装置	5
眼鏡	4	起立保持具(児のみ)	3
補聴器	5	頭部保持具(児のみ)	3
車いす	6	排便補助具(児のみ)	2

(注):種類・材質などにより耐用年数が異なります

●負担額の上限額(補装具費、日常生活用具費)

利用者負担は原則として1割です。所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	月額負担
生活保護	生活保護世帯	0円
非課税世帯	市県民税非課税世帯	0円
課税世帯	市県民税課税世帯で、市民税所得割が46万円未満の世帯	37,200円

※市県民税課税世帯で、市民税所得割が46万円以上の世帯は対象外となります。（障がい児への補装具費支給については、所得制限はありません。）

地域生活支援事業

地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業を実施し、障がい者の地域における生活を支えていくものです。

古賀市では、地域生活支援事業として、以下の事業を実施します。

事業名	内容
相談支援事業 【実施機関】 ・地域活動支援センター「みどり」 ・古賀市基幹相談支援センター咲	障がい者、障がい児及び家族等に対し、相談に応じながら、情報提供、助言その他の福祉サービスの利用支援等を行います。 (詳しくは 14 ページ)
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳又は要約筆記を行う者の派遣等を行います。(詳しくは 8 ページ)
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に対し、日常生活用具を給付します。事前の申請が必要です。 ・介護・訓練支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・自立生活支援用具 ・排泄管理支援用具 ・住宅改修費(詳しくは 8 ページ)
移動支援事業	室外での移動に困難がある障がい者及び障がい児について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	創造的な活動や生産活動、社会との交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います(18 歳以上の方が利用される場合は障がい支援区分の認定が必要です)。
訪問入浴サービス事業	在宅の重度の障がい者が自宅での入浴が困難な場合に、専門業者が訪問して浴槽を提供し、入浴の介助を行います。 (詳しくは 9 ページ)

意思疎通支援事業

聴覚障がい、音声機能障がい及び言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行い、支援を行います。

●対象者

古賀市に住所を有する聴覚、音声・言語機能障がい者で、身体障がい者手帳の交付を受けた方

●手続きに必要な物

- ①申請書(用紙は福祉課にあります。)
- ②身体障がい者手帳
- ③印かん

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

日常生活用具給付事業の対象となる品目

種目ごとに対象となる障がいの種類、等級などは異なります。利用者負担は原則として1割です。
負担上限月額は6ページを参照ください。

※本制度は事前に申請が必要です。詳しくはおたずねください。

種 目	品 目
介護・訓練支援用具	訓練イス、移動用リフト、体位変換器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架
在宅療養等支援用具	ネブライザー、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、人工呼吸器非常用電源装置、透析液加温器、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計
住宅改修費	居宅生活動作補助用具
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、人工喉頭(笛式、電動式)、人工内耳用体外器(空気電池、充電電池、充電器)、聴覚障がい者用情報受信装置、点字器、携帯用会話補助装置、聴覚障がい者用通信装置、点字タイプライター、点字ディスプレイ、盲人用ポータブルレコーダー、盲人用時計、情報・通信支援用具、点字図書
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具、頭部保護帽、歩行補助杖、火災警報器、自動消火器、聴覚障がい者用屋内信号装置、電磁調理器、特殊便器、入浴補助用具、便器、歩行時間延長信号機用小型送信機
排せつ管理用具	ストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋)、紙オムツ等ストマ用装具代替品、収尿器

訪問入浴サービス事業

自分では自宅で入浴することが困難な重度の障がい者が利用できるサービスです。
年間の利用回数は原則 52 回までとなっています。

●対象者

- ①身体障がい者手帳 1 級または 2 級の方
- ②療育手帳 A の方

●サービスの内容

専門業者がご家庭に浴槽を持ち込み、入浴の介助を行います。
※週 2 回の利用が限度です。
※介護保険対象者の場合は、介護保険でのサービスが優先します。

●費用(自己負担)

利用者負担 1 割

●手続き

- ①申請書
 - ②診断書・入浴可否意見書
 - ③念書
 - ④身体障がい者手帳または療育手帳
 - ⑤印かん
- をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①～③の用紙は福祉課にあります）。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係
（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児（18 歳未満）の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の訪問看護（健康保険の対象とならないもの）の利用に係る経費を助成します。また、通学時の支援を行います。

●対象者(通学時の送迎)

古賀特別支援学校・福岡特別支援学校在籍の方で通学時における医療的ケアが必要なことにより、スクールバスの利用が困難であり、家族の送迎によってのみ通学が可能となる方
※令和 8 年 4 月から市内小中学校に在籍の方で通学時における医療的ケアが必要な方等も対象となります。対象者等の詳細は以下へお問い合わせください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係
（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

小児慢性に対する日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象で在宅療養が可能な方に対し、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。

※本制度は事前に申請が必要です。

●対象者

小児慢性特定疾病医療費支給認定の対象となっている方で、他の制度の対象とならない方

●用具の種類

便器、特殊マット、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋）、ストーマ装具（蓄尿袋）、人工鼻（計 18 種目）

それぞれの用具に対する対象要件があります。詳しくはおたずねください。

●費用（自己負担）

世帯の所得に応じた自己負担があります。また、用具によって基準額が定められており、基準額を超える分についても自己負担となります。詳しくはおたずねください。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。

※本制度は事前に申請が必要です。詳しくはおたずねください。

●対象者

- ①古賀市に住所を有する難聴児
- ②0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある方
- ③両耳の聴力レベルが 70 デシベル未満であって、身体障がい者手帳の交付対象とならない方
- ④補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した方

●助成費用

補聴器の種類に応じた基準額と、補聴器購入費とを比較して、いずれか少ない方の額に 3 分の 2 の額を助成します。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

サービスを利用したときの費用

制度を皆で支え合うために、サービスを利用したときは、原則として、**費用の1割**を支払います。
ただし、所得に応じて上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

●負担額の上限額

所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担上限額が決められています。

(1) 介護給付費及び訓練等給付費、地域生活支援事業給付費並びに障がい児通所給付費に係る所得区分及び負担上限月額

区分		世帯の収入状況	月額負担
(者・児)生活保護		生活保護世帯	0 円
(者・児)非課税世帯		市県民税非課税世帯	0 円
障がい児※①		市県民税課税世帯	3,000 円
障がい者	一般1 ※②	市県民税課税世帯で、市民税所得割が16万円未満の世帯	9,300 円
	一般2	市県民税課税世帯で、市民税所得割が16万円以上の世帯	37,200 円

※①在宅で生活する障がい児のみ対象。

障がい児の施設入所については、個別におたずねください。

※②通所・在宅サービスの利用者のみ対象。

※補装具、日常生活用具の負担上限月額は6ページを参照。

高額障がい福祉サービス費

同じ世帯に障がい福祉サービス等を利用する方が複数いる場合等に、合算した額が一定の額を超えた場合は高額福祉サービス費が支給され、負担が重ならないように配慮されています。

※同一の保護者に係る複数の障がい児が、障がい児通所支援又は障がい児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する上限月額のうち最も高い額とする。
なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額を決定する。

(2) 療養介護費、肢体不自由児通所医療費及び障がい児入所医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0 円
低所得1	15,000 円
低所得2	24,600 円
一般(一般1・2)	40,200 円

古賀市内の障がい福祉サービス事業所など

●相談機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
古賀市基幹相談支援センター咲 (障がい者虐待防止センター)	811-3103	古賀市中央 5-3-15	092-944-2441 (092-405-5557)
障害者就業・生活支援センター「ちどり」	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ丘 1-6-1 (古賀市を管轄)	092-963-5062 (092-963-5055)

●地域活動支援センター ※サービスの種別については、7 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
あじさい園 のびのび	811-3113	古賀市千鳥 3-2-3-304	092-982-0932	地域活動支援センター

●生活介護・自立訓練・施設入所支援 ※サービスの種別については、5 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
余香庵サテライト	811-3102	古賀市駅東 2-11-14	092-942-1065	生活介護
パンダのたまご	811-3101	古賀市天神 1-3-14	092-410-2118	生活介護
第八野の花学園	811-3104	古賀市花鶴丘 2-1-12-2	092-410-5987	生活介護
障がい者入所支援施設 なのみの里	811-3115	古賀市久保 1343-3	092-944-4308	生活介護 施設入所支援
なないろライフケア	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7215	生活介護
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	811-3113	古賀市千鳥 3-1-1	092-944-1041	施設入所支援 自立訓練
生活介護 みちしるべ	811-3122	古賀市薦野 609.	092-692-1951	生活介護
多機能型事業所セレンディピティー	811-3101	古賀市天神 5-1-6-1F	090-6385-1001	自立訓練

●就労継続支援 A 型・B 型・就労移行支援 ※サービスの種別については、5 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
Stay gold古賀	811-3111	古賀市花見南 2-10-23 2F	080-7369-7543	就労継続支援 B 型
IPPOマネージメントサービス	811-3111	古賀市花見南 2-20-21-1	092-692-1630	就労継続支援 B 型
障がい福祉サービス事業所 なのみ工芸	811-3115	古賀市久保 1343-3	092-944-4419	就労継続支援 B 型
障がい者就労支援 きずな	811-3117	古賀市今の庄 2-2-1-201	092-943-1487	就労継続支援 A 型及び B 型
なないろワーク	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7300	就労継続支援 A 型及び B 型
winds	811-3113	古賀市千鳥 2-21-10	092-609-9477	就労継続支援 B 型
ダチョウのたまご	811-3101	古賀市天神 1-3-14	092-410-2117	就労継続支援 B 型
生更木(きさらぎ)	811-3101	古賀市天神 5-1-6-2F	092-692-2631	就労継続支援 A 型
ツバサプラス	811-3107	古賀市美明 1-5-24	092-719-1113	就労継続支援 A 型及び B 型
ハコタス古賀	811-3104	古賀市花鶴丘 1-7-11 1F-B	092-942-3061	就労継続支援 A 型及び B 型
多機能型事業所セレンディピティー	811-3101	古賀市天神 5-1-6-1F	090-6385-1001	就労継続支援 A 型

●児童発達支援・放課後等デイサービス ※サービスの種別については、5 ページ参照

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
良創夢発達支援ルーム らいく古賀店	811-3102	古賀市駅東 2-11-1	092-940-4006	児童発達支援 放課後等デイサービス
発達支援施設 はじめの一步 花見事業所	811-3112	古賀市花見東 4-3-11-1F	092-940-7022	児童発達支援 放課後等デイサービス
COMPASS 発達支援センター古賀	811-3104	古賀市花鶴丘 1-7-5 103 号	092-410-2348	児童発達支援 放課後等デイサービス
運動療育センターすきっぷ 古賀教室	811-3135	古賀市小竹 841-5	092-981-1355	児童発達支援 放課後等デイサービス
なないろキッズ	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7300	児童発達支援 放課後等デイサービス
福岡療育支援センター いちばん星古賀	811-3125	古賀市谷山 735-14	092-692-7930	児童発達支援 放課後等デイサービス
発達支援施設 はじめの一步 古賀西事業所	811-3101	古賀市天神 5-5-1	092-940-7022	放課後等デイサービス
unico古賀舞の里	811-3114	古賀市舞の里 4-2-1-1F-B	092-410-2653	児童発達支援 放課後等デイサービス
unico 古賀駅前	811-3101	古賀市天神 1-3-16	092-943-1110	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス vacances	811-3118	古賀市新久保 1-15-44	070-5078-3786	放課後等デイサービス
こどもデイサービス SMILE SMILE 古賀	811-3111	古賀市花見南 3 丁目 12-7	080-8807-9620	児童発達支援 放課後等デイサービス
おひさま sun	811-3118	古賀市新久保 1-3-17	092-944-0467	児童発達支援
こども発達支援センターippo	811-3104	古賀市花鶴丘 1-18-3	092-410-8535	児童発達支援 放課後等デイサービス

●相談支援

機関名	郵便番号	所在地	電話番号	サービス種別
特定相談支援事業所 トラストハウス	811-3112	古賀市花見東 6-15-13	092-982-0326	障がい者・児相談支援
相談支援施設 はじめの一步	811-3104	古賀市花鶴丘 1-18-3	092-405-1616	障がい者・児相談支援
野に咲く花のように 相談支援センター	811-3111	古賀市花見南 2-14-26	092-410-1417	障がい者・児相談支援
COMPASSサポート古賀	811-3104	古賀市花鶴丘 1-7-5	092-410-2348	障がい者・児相談支援
なないろ相談支援事業所	811-3118	古賀市新久保 1-15-45	092-692-7213	障がい者・児相談支援
高田プランニングオフィス	811-3113	古賀市千鳥 2-21-10	092-609-9477	障がい者・児相談支援
児童相談支援センター いちばん星古賀	811-3125	古賀市谷山 735-14	092-692-4111	障がい者・児相談支援
相談支援継続 なみのの樹	811-3115	古賀市久保 1343-3	092-405-9807	障がい者・児相談支援
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	811-3113	古賀市千鳥 3-1-1	092-944-1041	障がい者・児相談支援

※上記事業所のほか、居宅介護事業所やグループホームなど、県内の最新情報については福岡県庁ホームページでもご確認いただけます。

県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からアクセスして、「トップページ → 健康・福祉・子育て → 障がい福祉 → 障がい福祉情報 → 指定障がい福祉サービス事業所一覧(または 指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧)」